

8月1日から保険証が新しくなります

医療機関などを受診するときは、新しい保険証を使用してください。保険証は7月下旬に郵送しますので、記載されている内容をご確認いただき、誤りがありましたら、福祉健康課保険係にご連絡ください。なお、古い保険証は8月1日以降使えませんが、福祉健康課保険係にご返却いただくか、各自で破棄するなど必ず処分してください。

保険証には色がついていますので、色のついている部分を台紙からはがして使用してください。

後期高齢者医療保険・国民健康保険のお知らせ



後期高齢者医療保険

▼ 保険証の見本

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和 6年 7月 31日

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8

住 所 埴科郡坂城町大字○○○○○番地○○

氏 名 坂城 太郎 性別 男

生年月日 昭和 5年 8月 20日 資格取得年月日 平成 20年 4月 1日
発効期日 平成 20年 4月 1日 交付年月日 令和 5年 8月 1日

一部負担金の割合 1割

保険者番号 3 9 2 0 5 2 1 6 保険者名 長野県後期高齢者医療広域連合

長野県後期高齢者医療広域連合印

新しい保険証はだいたい色です

▼ クリーム色の封筒で届きます



国民健康保険

新しい保険証は空色です

長野県国民健康保険被保険者証 有効期限 令和 6年 7月 31日

記号 番号 (枝番)

氏 名

生年月日 令和 年 月 日 性別

適用開始年月日 令和 年 月 日

交付年月日 令和 年 月 日

世帯主氏名 住 所

保険者番号 2 0 0 0 0 0 0 10公費 21公費は一部負担なし 交付者名

長野県国民健康保険被保険者証 有効期限 令和 6年 7月 31日
兼高齢受給者証 発効期日 令和 5年 8月 1日

記号 番号 (枝番)

負担割合 2割

氏 名

生年月日 令和 年 月 日 性別

適用開始年月日 令和 年 月 日

交付年月日 令和 年 月 日

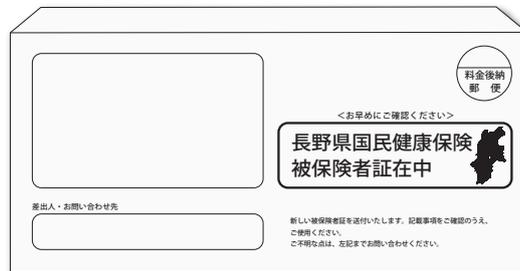
世帯主氏名 住 所

保険者番号 2 0 0 0 0 0 0 10公費 21公費は一部負担なし 交付者名

▲ 保険証の見本 (70歳未満の方)

▲ 保険証兼高齢受給者証の見本 (70歳以上75歳未満の方)

マイナンバーカードを保険証として利用している方については、対応していない病院等を受診する場合には上記の保険証を使用してください。



▲ 水色の封筒で届きます

限度額適用認定証の申請をお忘れなく

医療費が高額になる場合、医療機関に提示することで窓口での支払額を限度額までにするための「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。

引き続き認定証が必要な場合は、8月中旬に福祉健康課で交付申請手続きを行ってください。

◎問い合わせ先 保険証、後期高齢者医療保険料について
福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133・134) 直通75-6205

後期高齢者医療保険料の軽減割合・税率を改定します 国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険加入者の所得が下記の「軽減判定基準所得」に該当する場合、所得額に応じて保険料の軽減が行われます。

今年度の変更点

軽減判定基準の引き上げ

「5割軽減」および「2割軽減」の判定基準を引き上げました。

軽減割合	軽減判定基準所得
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
5割軽減	『43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
2割軽減	『43万円+(53万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下

※1 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円(その方が65歳未満の場合は60万円)を超える方の数(給与所得を有する方を除く)の合計をいいます。

国民健康保険税

国民健康保険税の計算には、下記の各区分ごとにそれぞれの税率を乗じて算出し、「軽減判定用所得額」に該当する場合、所得額に応じて保険税の軽減が行われます。

今年度の変更点1

保険税率の改定

「所得割」の「後期高齢者支援分税率」と「資産割」の「医療分税率」を改定しました。

今年度の変更点2

保険税の課税限度額の改定

「後期高齢者支援分税率」の課税限度額を改定しました。

今年度の変更点3

軽減判定基準の引き上げ

「5割軽減」および「2割軽減」の判定基準を引き上げました。



7月中旬に
国民健康保険加入世帯に
納税通知書を発送しますので
ご確認ください。

国民健康保険税率

区分	摘要	医療分税率	後期高齢者支援金分税率	介護分税率(40歳から)
所得割	{前年所得額-基礎控除(43万円)}×税率	6.70%	2.70%	2.40%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	1.80%	0.50%	1.00%
均等割	被保険者1人あたり (被保険者が未就学児(6歳以下)の場合)	21,000円 (10,500円)	8,400円 (4,200円)	7,700円 (-)
平等割	1世帯あたり	21,100円	8,500円	7,700円
課税限度額		65万円	22万円	17万円

軽減判定基準

軽減割合	軽減判定用所得額 (世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者の前年の所得金額の合計)
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
5割軽減	『43万円+29万円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
2割軽減	『43万円+53万5千円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下

※1 被保険者のうち、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方

◎問い合わせ先 国民健康保険税について 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206